

よくある質問

Q 1 介護職員の研修を、基本研修から自法人で行うにはどうすればよいか。

A 1 県に、登録研修機関として登録する必要があります。

Q 2 介護職員（介護福祉士以外）が喀痰吸引等の研修を修了した。
この後、どのような手続きが必要か。

A 2 県へ認定特定行為業務従事者の認定申請が必要です。
また、事業所は、県へ登録特定行為事業者の登録申請が必要です。
なお、申請については、各地方局地域福祉課へ提出してください。

Q 3 看護師が、介護職員として喀痰吸引等を行うにはどうすればよいか。

A 3 喀痰吸引等研修の受講は不要です。
ただし、事業所は、県へ登録喀痰吸引等事業者（登録特定行為事業者）の登録申請が必要です。従事者名簿の添付書類として、認定特定行為業務従事者認定証の代わりに、看護師免許証のコピーを添付してください。

Q 4 「認定特定行為業務従事者」の認定申請と「登録特定行為事業者」の登録申請は同時にできるか。

A 4 同時申請は可能です。
申請の際は、名簿に登録番号を除いて記載し、認定申請中であることを付箋等で示してください。なお、事業所の登録日は、認定証の認定日以降になります。

Q 5 「登録特定行為事業者」と「登録喀痰吸引等事業者」はどう違うのか。

A 5 「認定特定行為業務従事者認定証」を持った介護職員に喀痰吸引等業務をさせる事業所を「登録特定行為事業者」といいます。実地研修を修了した介護福祉士に喀痰吸引等業務をさせる事業所を「登録喀痰吸引等事業者」といいます。
愛媛県では、平成 30 年 2 月以降、両方の申請が可能になりました。

Q 6 指導看護師になるには、県へ登録が必要か。

A 6 不要です。ただし、所定の研修を修了する必要があります。（該当の研修については、県ホームページ「喀痰吸引等研修（不特定の者研修：1号研修及び2号研修）について」ページ中、「医療的ケア教員講習会について」を参照のこと）

Q 7 医師も看護師もいない小さな事業所で、研修体制がとれないが「喀痰吸引等事業者」として登録できるか。

A 7 可能です。

研修の一部を他の喀痰吸引等事業者へ依頼したり、指導看護師の派遣を依頼するなどして、事業所として責任をもった体制を整えて申請してください。

Q 8 既に実地研修を修了している介護福祉士を雇用し、自事業所では実地研修を実施する予定はないが、「登録喀痰吸引等事業者」の登録はできるか。

A 8 可能です。

Q 9 研修器材は全て揃える必要があるか。

A 9 登録している行為のみの研修器材でかまいません。吸引のみの登録であれば、経管栄養の器材は不要です。ただし、心肺蘇生訓練用器材は必要です。レンタルでも他事業所との共有でもかまいません。

Q 10 「実務者研修」や介護福祉士養成施設で「医療的ケア」を修了していない介護福祉士も、実地研修のみでよいのか。

A 10 実地研修のみ受講することはできません。実務者研修もしくは登録研修機関で基本研修（講義 50 時間+演習）を受講する必要があります。

Q 11 介護福祉士に「登録喀痰吸引等事業者」として実地研修を修了した後はどうすればよいのか。

A 11 登録喀痰吸引事業者は、実地研修修了証を発行してください。

その後、介護福祉士は公益財団法人社会福祉振興・試験センターへ実地研修を修了した行為の介護福祉士登録証への付記申請をしてください。

また、登録喀痰吸引事業者は、定期的に（少なくとも年 1 回）研修の実施報告をしてください。

Q 12 施設や事業所内に、喀痰吸引等を実施すべき利用者がいないため、喀痰吸引等研修の実施ができない。どうすればよいのか。

A 12 登録研修機関において、研修場所を確保している機関もあります。各研修機関にご確認ください。

Q 1 3 第 1 号、第 2 号、第 3 号研修の違いは何か。

A 1 3 [第 1 号研修]

介護職員等が不特定の者に対して、口腔・鼻腔・気管カニューレ内部の喀痰吸引及び胃ろう又は腸ろうによる経管栄養・経鼻経管栄養の全てを実施できるようにするもの

[第 2 号研修]

介護職員等が不特定の者に対して、上記行為の一部を実施できるようにするもの

[第 3 号研修]

介護職員等が特定の者に対して、上記行為を実施できるようにするもの